1			
	1. 商 品 (愛 称	名 )	自由金利型定期預金
			※本商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
	2. 販 売 対	象	・個人および法人
	3.期	間	・定型方式 1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、6ヵ月 1年、2年、3年、4年、5年、6年、7年、8年、9年、10年
			・満期日指定方式 1ヵ月超10年未満
			・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続の取扱ができます ①元金継続全ての定型方式が対象です ②元利金継続…1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年ものに限ります
	4. 預 入 方	法	
	(1) 預 入 方	法	・一括預入
	(2) 預 入 金	額	・1,000万円以上
	(3) 預 入 単	位	・1円単位
	5. 払 戻 方	法	・満期日以後に一括して払い戻します
	6. 利	息	
☆	(1) 適 用 金	利	・大垣共立銀行ホームページに掲載する預入時の金利を満期日まで適用します
	(2) 利 払 頻	度	・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います 預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日 までの間に到来する預入日の1年毎の応答日)以後および満期日以後に分割 して支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその 中間利払日の前日までの日数および中間利払金利(約定金利×70%、小数点 第4位以下切捨て)により計算します
	(3) 計 算 方	法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
	(4)税	金	・利息には下記の通り税金がかかります個人:20%の源泉分離課税(国税15%・地方税5%)(※1)(※2)(※1)マル優ご利用の場合は非課税(※2)復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%・地方税5%)となります法人:総合課税(※3)
	7. 手 数	料	
•	8. 付 加 で き 特 約 事	る 項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます (貸越金利は担保定期預金の約定金利に0.50%を上乗せした金利)

	9. 中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、下記の中途解約金利により計算した利息とともに払い戻します ・ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と満期日前解約利息との差額を精算して払い戻します
	10. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金金利により 計算します
$\stackrel{\wedge}{\boxtimes}$	11. 金 利 情 報	・店舗窓口または大垣共立銀行ホームページにてご確認ください
	12. 当社が契約している 指定紛争解決機関	・当社が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772 (受付時間は、平日9:00~17:00です)

## $\stackrel{\wedge}{\sim}$

## 中途解約適用金利

預入期間に応じ、次の金利を適用します(小数点第4位以下は切捨て)

預入期間	中 途 解 約 金 利
6 ヵ 月 未 満	解約日における普通預金金利
6ヵ月以上1年未満	大垣共立銀行ホームページに掲載する預入日におけるこの預金の 6ヵ月金利×70%
1年以上2年未満	大垣共立銀行ホームページに掲載する預入日におけるこの預金の 1年金利×70%
2年以上3年未満	大垣共立銀行ホームページに掲載する預入日におけるこの預金の 2年金利×70%
3年以上4年未満	大垣共立銀行ホームページに掲載する預入日におけるこの預金の 3年金利×70%
4年以上5年未満	大垣共立銀行ホームページに掲載する預入日におけるこの預金の 4年金利×70%
5年以上6年未満	大垣共立銀行ホームページに掲載する預入日におけるこの預金の 5年金利×70%
6年以上7年未満	大垣共立銀行ホームページに掲載する預入日におけるこの預金の 6年金利×70%
7年以上8年未満	大垣共立銀行ホームページに掲載する預入日におけるこの預金の 7年金利×70%
8年以上9年未満	大垣共立銀行ホームページに掲載する預入日におけるこの預金の 8年金利×70%
9年以上10年未満	大垣共立銀行ホームページに掲載する預入日におけるこの預金の 9年金利×70%